

枕崎市企業誘致促進補助金を利用しやすくなりました！

枕崎市企業誘致促進補助金の交付要件、上限額等を見直し、補助金制度の大幅な拡充を行いました。
本市への企業進出をぜひご検討ください。

改正後の補助内容	以前の補助内容
交付要件 ・立地協定及び事業所の指定 ・新規雇用者数（地元以外も対象） 製造業、運輸業（道路貨物運送業、倉庫業、こん包業）、卸売業、情報通信業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業）、4年制大学の教育・研究の用に供する施設及び特定民間施設 すべての対象業種で5人以上	交付要件 ・立地協定及び事業所の指定 ・新規地元雇用者数 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業は11人以上 ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業は6人以上 4年制大学の教育・研究の用に供する施設及び特定民間施設は30人以上
補助金額最大：1億2,000万円 上限額大幅UP 制度拡充 《内容》 ①設備投資（上限額：最大5,000万円） Up!! 設備投資額の20% 新規雇用者数が5～19人の場合は上限額3,000万円 新規雇用者数が20人以上の場合は上限額5,000万円 ※半数以上は地元雇用であること ②新規雇用（上限額：1,000万円） Up!! 新規地元雇用者数×30万円 地元以外の新規雇用者数×10万円 ※本市出身で学校等卒業後3年以内の方や 本市内の高校等卒業後3年以内の方は20万円加算 ③用地取得（上限額：5,000万円） New!! 用地取得費及び解体・造成費の20% ※解体造成費を含む場合は市内業者が施工することが条件 ④地盤・地質調査（上限額：1,000万円） New!! 市有地に限り対象、調査費用の100%	補助金額最大：2,000万円 （条件付きで4,000万円） 《内容》 ①設備投資額 設備投資額の2% ②新規雇用 新規地元雇用者数×30万円 （設備投資額が10億円以上かつ 用地取得面積が1万㎡以上の場合は 上限額4,000万円）